

2010年4月15日(木)  
17時00分～18時15分メド  
参議院講堂

地域主権・規制改革研究会 第6回総会 次第

1. 挨拶

玄葉光一郎 会長

2. 規制改革分野の意見交換

(1) 医療保険・医療規制 (時間帯の目安 17:05～17:20)

【テーマ】

- ・混合診療の解禁
- ・(先端) 医療ツーリズム (特区)
- ・病床規制の撤廃
- ・医療品のインターネット販売
- ・介護施設への参入

【提案者 (予定)】

大西健介衆議院議員／岸本周平衆議院議員／辻泰弘参議院議員

(2) 子育て (時間帯の目安 17:20～17:35)

【テーマ】

- ・幼保一元化
- ・院内学級、子どもの学習場所・居場所

【提案者 (予定)】

石津政雄衆議院議員／永江孝子衆議院議員／岸本周平衆議院議員

(3) 農業への新規参入 (時間帯の目安 17:35～17:50)

【テーマ】

- ・農業生産法人の要件緩和
- ・株式会社による農地取得の解禁
- ・農業委員会のあり方の見直し

【提案者 (予定)】

岸本周平衆議院議員／永江孝子衆議院議員／玉木雄一郎衆議院議員

(4) 建築規制 (時間帯の目安 17:50~18:05)

【テーマ】

- ・ 区分所有法上の建替え・改修に係る要件緩和
- ・ 地熱・風力・太陽光発電の設備設置に関する規制の見直し
- ・ 木造建築物に関する規制緩和

【提案者 (予定)】

玉木雄一郎衆議院議員／後藤祐一衆議院議員／畑浩治衆議院議員  
風間直樹参議院議員／岸本周平衆議院議員／神山洋介衆議院議員

(5) 観光ビザに関する規制の緩和 (時間帯の目安 18:05~18:15)

【提案者 (予定)】

岡田康裕衆議院議員

(6) その他

3. 閉会

以 上

規制改革重点項目に関する提案

ライフイノベーション=1、グリーンイノベーション=2、農業=3、住宅・建築・公共事業=4、雇用・人材=5、経済・観光・運輸=6、行政・地方自治=7、電波・通信=8、その他=9

コード No.	名前	提案の視点				「その他」の内容	テーマ	カテゴリー
		1	2	3	4			
02	岡本充功		2				医療関連職種の職能職域拡大	1
10	永江孝子						「院内学級」で明日を生きる力を	1
14	永江孝子						欧米のガン治療を日本で受けられるようにすること等	1
17	岸本周平	1					医療、介護を充実する規制改革(医師の仕事の一部を看護師等が分担)	1
18	岸本周平		2				医療、介護を充実する規制改革(一般用医薬品のインターネット・郵便による販売)	1
19	岸本周平	1	2				医療、介護を充実する規制改革(介護施設の設備等の基準緩和)	1
21	岸本周平	1	2				「先端医療ツーリズム特区」	1
24	辻泰弘				4	「改革」「規制改革」の美名のもとに、医療分野に利潤追求の論理・風潮を持ちこみ、国民の安心・安全の確保に逆行し国民に不必要な負担をもたらすことになる政策に反対す	いわゆる「混合診療」の原則解禁	1
28	岸本周平	1		3			地域医療計画(病床規制)撤廃	1
39	大西健介		2				いわゆる混合診療の部分導入	1
40	大西健介		2				ドラッグラグおよびデバイスラグの解消	1
41	大西健介		2				医行為の範囲の明確化(医行為に係る看護師や医療事務員の分担可能化)	1
42	大西健介	1	2				外国人医師や医療を志す社会人など様々な医師養成ルートの創設	1
43	大西健介	1	2				EPAに基づく外国人看護師、介護士の配慮	1
44	大西健介		2				ICTの活用による遠隔医療の実施促進	1
45	大西健介		2	3			医療ツーリズムに係る査証発給要件等の緩和(医療ビザ、外国人医師の国内診療)	1
46	大西健介	1	2				先端医療ツーリズム特区	1
03	橋本博明	1			4		国内排出取引制度を活用した中小企業・農業振興等とCO2削減の両立	2
06	畑浩治	1	2				良好な都市・地域環境の形成	2
07	畑浩治	1		3			再生可能エネルギー導入促進による地域活性化	2
09	永江孝子						地域を守るために守るべき約束を決める、エコ住宅の推進	2
33	玉木雄一郎	1	2				循環型農業特区の創設	2
34	玉木雄一郎		2	3			小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和	2

35	玉木雄一郎		2	3			小水力発電の導入円滑化(河川水の取水許可の柔軟化等)	2
53	後藤祐一		2	3			小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和	2
54	後藤祐一		2	3			小水力発電の導入円滑化(河川水の取水許可の柔軟化等)	2
55	後藤祐一		2	3			大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化	2
56	後藤祐一		2				スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備-電力メーター選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応	2
57	後藤祐一		2				スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備-電力搬送線に利用した屋外通信(PLC通信)の緩和	2
08	永江孝子						農村でおサイフケータイ	3
11	永江孝子	1					農業への新規参入を促すために	3
12	永江孝子	1					農家レストランをあの村この村に	3
22	岸本周平	1		3			農林業・環境を成長産業にする規制改革(農業生産法人の要件緩和、農業委員会のあり方見直し)	3
23	岸本周平		2	3			農林業・環境を成長産業にする規制改革(木造建築物に関する構造規制を改める)	3
29	岸本周平	1					農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	3
30	岸本周平	1					株式会社による農地取得の解禁	3
31	岸本周平		2				農業委員会のあり方の見直し	3
05	畑浩治				4	不透明な行政手続により行政の非効率を生んでいる制度に関する改革	公共事業基本法の制定	4
48	風間直樹				4	過度な規制により経済行為そのものが停滞している	規制で建築を殺すな	4
50	神山洋介		2	3			既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	4
51	神山洋介		2	3			区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和	4
52	神山洋介		2	3			耐震化、省エネ化に資する老朽マンションの容積率緩和	4
58	後藤祐一	1	2				上下水道一体化のための下水道に係る公物管理制度の見直しなど	4
32	玉木雄一郎		2	3			国産木材の利用促進-大規模木造建築物に関する構造規制の緩和	4
13	永江孝子						放課後の子どもの安全な居場所を	5

16	岸本周平	1		3		「起業・雇用創出特区」の創設(税制改正措置も含む)	5
20	岸本周平	1	2			幼稚園、保育園に関する制度の一体化	5
25	石津政雄			3		幼保一元化に関する許認可権限	5
62	後藤祐一	1		3		「起業・雇用創出特区」の創設(税制改正措置も含む)	5
04	岡田康裕		2		4 国内経済成長の機会損失	アジア各国に対する観光ビザの免除(地域限定版もあり)	6
37	三村和也			3		輸出通関手続の合理化(保税搬入原則の撤廃)	6
38	三村和也		2	3		内海運搬の競争力強化	6
36	三村和也		2	3		世界水準の航空自由化	6
60	後藤祐一			3		原子力発電の国際展開に向けた検査の適正化	6
49	神山洋介	1	2			通訳案内士制度の見直し	6
26	石津政雄			3		一括交付金	7
27	石津政雄			3		地方議会の人数	7
47	大島九州男			3		衆議院・参議院選挙制度改革	7
61	後藤祐一		2			ふるさと納税の拡充による雇用の受け皿としてのNPO振興(税制改正措置も含む)	7
63	奥野総一郎				4	国家行政組織法(政令で組織を自由に定められるようにする。公務員については一括採用とする)	7
15	岸本周平	1	2			電波オークションの段階的導入	8
59	後藤祐一	1		3		電波利用料へのオークション制導入	8
01	福島伸亨				4 理念論	「規制改革」の理念の転換と新しい実行体制	9

お名前( 大西健介 ) ( 参 ) 内線(5408)

テーマ	保険外併用療養（いわゆる混合診療）の部分導入
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>②. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</p> <p>4. その他</p>
提案の内容とメリット	<p>現在、保険診療と保険外診療の併用は原則として認められておらず、併用した場合、原則として保険診療部分も含めて全額自己負担となっている。</p> <p>このため、患者の治療の選択肢が狭められ、かつ経済的にも制限される事態にもつながっている。</p> <p>混合診療を部分導入にすることにより、保険適用外にあたる部分への治療にも選択肢が広がり、患者の個性や自己決定権によって治療方法を選択することが可能となり、結果的医療の質を豊かにすることにつながる。</p>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	<p><b>【想定されるデメリットや批判】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険外診療の安全性や有効性の問題。</li> <li>・ 新たな治療方法や医療技術などを公的保険に組み入れる動きが鈍ることになり、逆に保険適法範囲を狭めてしまう可能性。</li> <li>・ 国民の医療はすべて保険で行われるべきである。</li> <li>・ 保険適用外の範囲で不必要な費用の徴収や効果の不明な療法などが行われるなど逆に患者の負担増につながるのでは。</li> </ul> <p><b>【デメリットの解決策や批判への反論】</b></p> <p>安全性や有効性については今後も慎重に調査、研究を進め、また国民全体の福音となる新たな治療法や技術、普遍性のある医療については公的保険の範囲ですべての人が受けられるようにすべき。</p> <p>医療機関による不必要な費用徴収が行われないためには、保険外の治療については患者の希望を前提とし、インフォームドコンセントを徹底する。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

7  
45

お名前( 大西健介 ) ( 参 ) 内線(5408 )

<p>テーマ</p>	<p>医療ツーリズムに係る査証発給要件等の緩和（医療ビザ、外国人医師の国内診療）</p>
<p>提案の視点 （該当する ものの番号 に○を付け て下さい）</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>【医療ビザ】 治療目的で来日する外国人患者は、「商用目的」の短期滞在ビザにて来日していることが多いと言われており、来日を希望する者にとって、そもそも申請できるか否かもわかりづらいことから、「医療滞在ビザ（仮称）」を新規に創設する。 【外国人医師の国内診療】 医療ツーリズムの定着には、日本の医師免許を持たない外国人医師でも、一定の技術レベルが認められれば日本国内で診療が行えるよう制度改正を行う。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 不法入国者や最低限の知識・技術を持たない医師等の入国の恐れがある。 【デメリットの解決策や批判への反論】 相手国政府等の協力の下、まずは当該特区における社会実験として実施すれば良い。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 大西健介 ) 衆・参 内線(5408 )

テーマ	「先端医療ツーリズム特区」
提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</p> <p>④ その他 [ ]</p>
提案の内容 とメリット	<p><b>【提案の内容】</b></p> <p>以下の措置等を伴う特区を全国に1～2箇所創設。</p> <p>① 長期入院も可能な「患者ビザ」を創設。</p> <p>② 我が国の免許等資格を持たない外国人医師・看護師・介護士の国内サービスを解禁。</p> <p>③ 保険診療と保険外診療の併用（混合診療）を解禁。</p> <p><b>【メリット】</b></p> <p>「医療ツーリズム」が振興され、一定の競争・切磋琢磨の下で供給される「世界最先端の医療サービス」を国内外の患者が享受できる。</p>
想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論	<p><b>【想定されるデメリットや批判】</b></p> <p>①・②について、不法入国者や最低限の知識・技術を持たない医師等の入国の恐れがある。</p> <p>③について、保険外診療は、事前に有効性・安全性が認められていないために保険外となっているものであり、かえって、国民・患者の健康が阻害される恐れがある。</p> <p><b>【デメリットの解決策や批判への反論】</b></p> <p>①・②について：相手国政府等の協力の下、まずは当該特区における社会実験として実施すれば良い。</p> <p>③について：保険外診療は現に行われている訳であり批判に値しないと考えるが、敢えて反論すれば「事前に有効性・安全性が認められた保険外診療」に限り、当該特区における社会実験として実施すれば良い。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

名前( 岸本周平 ) 衆・参 内線( 5211 )

テーマ	医療、介護 を充実する規制改革
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>②. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</li> <li>4. その他 [ ]</li> </ol>
提案の内容とメリット	<p>外出困難な方や近隣店舗が少ない地域の方の利便を図るため、対面販売する必要の薄い一般用医薬品をインターネットや郵便などを通じて販売できるようにします。</p> <p>平成21年6月に、これほど何ら問題と対峙していない販売形態が規制され、消費者の利便性が損れ、地方の中小薬局等のビジネスチャンスが不当に制限されている状態を解消する。</p>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	<p>【想定されるデメリットや批判】 インターネット販売では薬剤師又は登録販売者が対面で情報提供することができない。</p>
	<p>【デメリットの解決策や批判への反論】 インターネット、電話等の販売に於いて安全性の確保を前提としたIT時代ならではのルール作りは可能。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

19

お名前( 岸本周平 ) 衆・参 内線( 5211 )

テーマ	医療、介護 を充実する規制改革
提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</li> <li>④ その他 [ ]</li> </ol>
提案の内容 とメリット	<p>介護施設の設備や人員などの基準を改め、民間参入をしやすいことなどにより、安価に入れる介護施設を増やします。</p> <p>特別養護老人ホームの運営主体は原則社会福祉法人とされており、営利法人、NPO、医療法人等による設置は認められていない。</p> <p>運営主体が限定されているため、公正公平な事業者間の競争が行われず、サービスの質の向上が阻害され、供給不足となり、42万人もの待機者が存在。</p> <p>補助金を不要とする医療法人等による特別養護老人ホームの設置を認めるべき。</p>
想定される デメリットや 批判に対する 解決策や 反論	<p>【想定されるデメリットや批判】</p> <p>運営主体が社会福祉法人であるため、事業の安定性、継続性が要求されるため、株式会社等の民間では困難。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p> <p>やはりとも医療法人であれば、事業の安定性、継続性は担保できる。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

21

お名前( 岸本周平 ) ( 衆・参 内線( 5211 )

<p>テーマ</p>	<p>「先端医療ツーリズム特区」</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 ④ その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>【提案の内容】 以下の措置等を伴う特区を全国に1～2箇所創設。 ① 長期入院も可能な「患者ビザ」を創設。 ② 我が国の免許等資格を持たない外国人医師・看護師・介護士の国内サービスを解禁。 ③ 保険診療と保険外診療の併用（混合診療）を解禁。 【メリット】 「医療ツーリズム」が振興され、一定の競争・切磋琢磨の下で供給される「世界最先端の医療サービス」を国内外の患者が享受できる。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 ①・②について、不法入国者や最低限の知識・技術を持たない医師等の入国の恐れがある。 ③について、保険外診療は、事前に有効性・安全性が認められていないために保険外となっているものであり、かえって、国民・患者の健康が阻害される恐れがある。 【デメリットの解決策や批判への反論】 ①・②について：相手国政府等の協力の下、まずは当該特区における社会実験として実施すれば良い。 ③について：保険外診療は現に行われている訳であり批判に値しないと考えるが、敢えて反論すれば「事前に有効性・安全性が認められた保険外診療」に限り、当該特区における社会実験として実施すれば良い。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

28

お名前( 岸本 周平 ) ( 衆・参 ) 内線( 5211 )

<p>テーマ</p>	<p>地域医療計画(病床規制)撤廃</p>
<p>提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)</p>	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容とメリット</p>	<p>病床規制により、単々規参入が妨げられないため、医療機関の適正な競争が促される。患者サービスの向上等の努力が疎かになる。 私・良質のサービスを提議している病院の抗強が困難となる。</p>
<p>想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 医療費が増加する。</p>
<p>想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論</p>	<p>【デメリットの解決策や批判への反論】 医療計画導入時(昭和60年)の自己負担制度と現行制度を比較し後述により、医療費が増加する状況ではない。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火)17:00必着

返信先FAX 03-3595-8530

## 「地域医療計画（病床規制）」撤廃の提言

### ◇ 概説

地域医療計画（病床規制）は、医療圏ごとに必要病床数を算定し、病床の無秩序な増加を制限することで医療費を抑制することを目的として、1985年の第1次医療法改正により導入された。各都道府県が策定し、5年ごとに再検討を加え、必要があれば変更する。

- ・病床過剰地域での病院の開設・増床の申請があった場合、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聞いた上で当該計画の変更や取り止めに勧告することが出来る（医療法30条の7）。

勧告に従わない場合、開設は許可するが保険医療機関の指定申請等に対して、指定を拒否することが出来る（健康保険法第43条の3）。→従来は保険局長通知に基づいて行なわれていたが、平成10年の健康保険法改正によって法律事項として位置づけられた。

### ◇ 導入当時と現在の社会情勢

#### 医療計画導入当時（昭和60年）の状況

- ①患者の自己負担低
  - ・医療保険：自己負担1割
  - ・老人保健：定額負担（外来1ヶ月400円、入院1日300円）
- ②一般へのインターネット未普及  
医療に関して情報が限られており、近隣の医療機関にかかることが一般的
- ③診療報酬体系：出来高制  
受診回数の多い患者や長期間の入院患者は医療機関にとって収益的にプラスとなる

#### 現在の状況

- ①患者の自己負担割合
  - ・医療保険：3～69歳 3割  
70～74歳 1割（現役並み所得者3割）
  - ・後期高齢者：75歳～ 1割（現役並み所得者3割）
  - ⇒社会的入院や過剰診療が抑制される。
- ②一般へのインターネットが大幅に普及  
また、交通機関も導入当時に比べ発達  
⇒医療圏内外に関係なく患者が病院を選択
- ③診療報酬体系：出来高制＋DPC  
平均在院日数が大幅に短縮化の方向  
⇒安易に増床しても収益は上がらない。

⇒病床規制は、病床数の増加を抑え、その結果として医療費を抑制することを目的として導入された。しかしながら、その後の医療をとりまく環境の変化に伴い、現在では病床規制を撤廃しても医療費は増加しないものと考えられる。

### ◇ 問題点

#### ①既存病床の既得権益化

- ・新規参入がされない為、既存病床が既得権益化して医療機関の適正な競争が妨げられる。
- ・競争がない為、患者サービスの向上等の努力が疎かになる。
- ・経営不振病院等で空き病床ができて、返上せずに売買の対象になる可能性がある。

②良質のサービスを提供している病院の拡張が困難

- ・入院待ち患者が多数発生する病院でも増床が出来ず、患者に迷惑がかかる。
- ・小児科、産婦人科、がん治療等、現在国民から強く求められている医療を提供したくても、それに必要な病床の確保が出来ない。
- ・サービスレベルが低くても倒産せずに生き残っていける病院が多い。

③独占禁止法に抵触している可能性や営業の自由を定めた憲法 22 条に違反している可能性がある

◇ 地域医療計画（病床規制）撤廃の提言

- ・既述の通り、病床規制を撤廃しても医療費は増加しないと考えられ、むしろ病床規制により既存病床の既得権益化や患者サービスの向上が阻まれている等、問題が多いため早急に撤廃すべきである。
- ・経営状況の良い医療機関が増床できることで、雇用の拡大も期待でき、景気対策にも成りうる。
- ・現在の病床規制は国内の患者数から算出されたものであるが、医療を成長産業化するためには、海外からの患者を呼び込む視点が必要である。その場合、医療ビザの発行も当然必要である。
- ・療養病床については、社会的入院が増加する懸念があるため病床数を規制する考えもあるが、医療の質の向上が強く求められる急性期病床は特に撤廃されるべきである。

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

24

お名前( 辻 泰弘 ) 衆・参 (参) 内線( 5402 )

<p>テーマ</p>	<p>行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」において「検討テーマ項目」として挙げられた「保険外併用療養（いわゆる『混合診療』）の原則解禁」について</p>
<p>提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 ④ その他 [「改革」「規制改革」の美名の下に、医療分野に利潤追求の論理・風潮を持ち込み、国民の安心・安全の確保に逆行し、国民に不必要な負担をもたらすことになる政策に反対する。]</p>
<p>提案の内容とメリット</p>	<p>今回提示されている「原則解禁」の「原則」の意味するところは不明であるが、いずれにせよ、その「解禁」は、安全性、有効性が立証されていない科学的根拠に基づかない医療行為を日本の医療一般の中に持ち込むこととなる。また、専門家である医師を相手とする「情報の非対称性」の下で、国民が医学的根拠の不明なものを新たな負担で購入せざるを得ない結果を招来させる。さらに、厳しい財政状況の下で、結果的に医薬品、医療技術などの保険適用が遅れ、あるいは見送られ、国民が等しく受けられる医療の質の向上がはかられず、国民皆保険の基本理念が貫徹されなくなることが強く懸念される。「新成長戦略」の見地からの解禁論であろう。確かに「解禁」すれば大きな産業の世界が広がることとなるが、それは国民の真の幸せにはつながらない。日本における混合診療は、現在、「原則規制」の基本方針の下に、保険外併用療養費制度として認められている。今後とも、現行制度の改善、弾力的対応などは検討の上、進められて然るべきものと考えているが、各方面から寄せられる要望事項は、基本的に現行制度の範囲内に収まる性質のもので、国民の利益に反する「全面解禁」「原則解禁」の必要性は全くない。</p>
<p>想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 「混合診療の原則解禁」にこそデメリットがある。 【デメリットの解決策や批判への反論】 デメリットの多い「混合診療の原則解禁」を行うべきではない。</p>

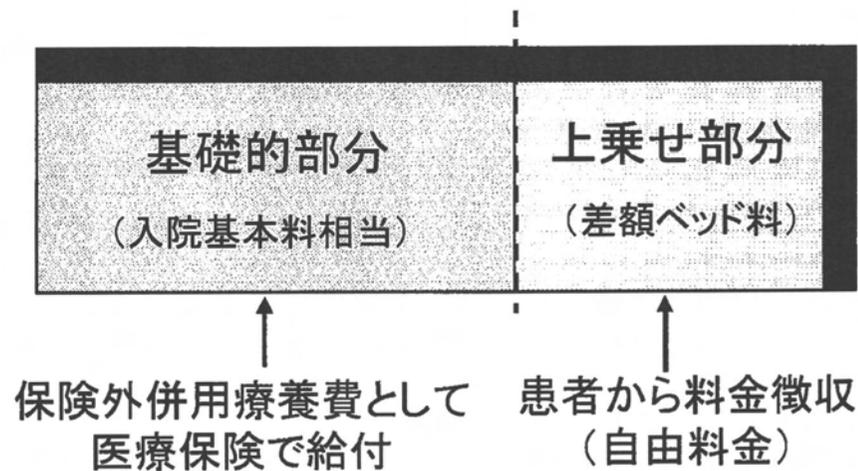
※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

# 保険外併用療養費について

## 保険外併用療養費の仕組み [差額ベッドの場合]



※ 保険外併用療養費においては、患者から料金徴収する際の要件(料金の掲示等)を明確に定めている。

### ○評価療養(7種類)

- ・ 先進医療(高度医療を含む)
- ・ 医薬品の治験に係る診療
- ・ 医療機器の治験に係る診療
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医薬品の使用
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医療機器の使用
- ・ 適応外の医薬品の使用
- ・ 適応外の医療機器の使用

### ○選定療養(10種類)

- ・ 特別の療養環境(差額ベッド)
- ・ 歯科の金合金等
- ・ 金属床総義歯
- ・ 予約診療
- ・ 時間外診療
- ・ 大病院の初診
- ・ 小児う触の指導管理
- ・ 大病院の再診
- ・ 180日以上入院
- ・ 制限回数を超える医療行為

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

25

お名前( 石津 政雄 ) 衆 内線(7727 )

テーマ	幼保一元化に関する許認可権限
提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</li> <li>4. その他 [ ]</li> </ol>
提案の内容 とメリット	<p>地域主権の一環として、幼保一元化に関する許認可権限は地方自治体が持つべきである。</p> <p>&lt;メリット&gt; 地域ごとに見合った幼保一元化を行うことにより、地域住民の利便性へのニーズにきめ細かく対応することができる。</p>
想定される デメリットや 批判に対する 解決策や 反論	<p>【想定されるデメリットや批判】 既存の幼稚園・保育園の再構築が行われる可能性がある。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】 あくまでも地域住民の視点から政策判断すべきであることから、既存施設の意見よりも、住民の声を反映させやすい体制にすべきである。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

規制改革重点項目に関する提案書

10

氏名前( 永江 孝子 ) ( 衆・参 ) 内線( 5612 )

<p>テーマ</p>	<p>「院内学教」で明日を生きる力を、</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>&lt;文科省の規則の弾力化&gt; 病気で入院している子ども達に、病院で e-learning のシステムで授業が受けられる、同級生と話ができるような仕組みをつくる。 現在の「院内学教」は実際に教師が病院に出勤して訪問教育の形を指すが、ICTを活用することで人件費も安く、教員と画面を通じて会話ができることで回復の気力も湧いてくる。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 教育委員会は、対面ではない教育、授業を否定するであろう。 【デメリットの解決策や批判への反論】 Face to Faceに近い効果が見込まれる。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

お名前( 永江 孝子 ) ( 衆・参 ) 内線(5612)

<p>テーマ</p>	<p>放課後の子どもの安全な居場所を。</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</li> <li>4. その他 [ ]</li> </ol>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>○学校近くの老健施設(デイサービス、グループホームなど)で放課後の子ども達を保護者らが迎えに来るまで預かる。 その対応にあたるスタッフを増やす。 (平日の14時~18時の対応) ・新たに建物など確保の必要がはい。 ・おじいちゃん、おばあちゃんとお遊ばすことは双方に精神的によ影響がある。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】</p>
	<p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

20

お名前( 斉本周平 ) ( 衆 ) 参 内線( 5211 )

テーマ	幼稚園・保育園に関する制度の一体化
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]
提案の内容とメリット	主に専業主婦(大)世帯が利用する幼稚園のニーズは減り、定員割れも発生している一方、共働き世帯のための保育所は待機児童が一向に減らない状況下、文部科学省・厚生労働省による縦割り行政・制度を融合し、すべての就学前児童を対象とする一体的な教育・保育制度を構築すべき。
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	【想定されるデメリットや批判】 幼稚園・保育所にはそれぞれ異なる機能・役割があるため、制度の一体化は困難。運用の改善により、両者の「連携強化」を推進すべき。
	【デメリットの解決策や批判への反論】 認定こども園を含めた「三元化」の現状を打破するためには、行政組織を含めた早急な見直しが必要。

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

22

お名前( 岸本周平 ) 衆・参 内線( 5211 )

テーマ	農林業・環境を成長産業にする規制改革
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</p> <p>④ その他 [ ]</p>
提案の内容とメリット	<p>競争力ある農業主体を育てるため、株式会社による農地取得、農業生産法人の要件緩和、農業委員会の在り方見直しを行います。</p> <p>農業の新入者担い手となる企業などの新規参入者に対する参入障壁を低めることが必要である。</p> <p>また、現行法の農業委員会の構成は、地元農業者や農業関係者が委員の多数を占めることにより、農地転用の許可等が恣意的に運用されがちである。</p> <p>中立的で公正な判断を行う組織を設ける必要がある。</p>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	【想定されるデメリットや批判】
	【デメリットの解決策や批判への反論】

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 岸本 周平 ) ( 衆 ) ・ 参 内線( 5211 )

<p>テーマ</p>	<p>農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和</p>
<p>提案の視点 （該当する ものの番号 に○を付け て下さい）</p>	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の登壇を妨げているような規制・制度に関する改革 2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>農業生産法人の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。 ベンチャー企業等の意欲のある企業や競争力があり大規模農業を経営できる企業等の参入を促すため、適切に農業を行うことを前提に、例えば、農業者以外の出資上限を最大1/2未満に限定しているなどの人口規制等について、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和する。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 利潤を追求する株式会社の参入により農地の転用が進むのではないかと。  【デメリットの解決策や批判への反論】 農地転用・耕作放棄のリスクは、自作農ほかでも同じであり、この点だけの懸念であれば、他の規制等（土地利用規制や転用時の買戻権）により対応すべき。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

30

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 岸本周平 ) ( 衆 ) 参 内線( 5211 )

テーマ	株式会社による農地取得の解禁
提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)	① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]
提案の内容 とメリット	農地については、地方公共団体等からの貸付(リース方式)に限定されている。競争力があり、大規模農業を営める農業主体等の参入を促すため、株式会社による農地取得を解禁する。
想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論	【想定されるデメリットや批判】 農地の転用等による一層の耕作放棄が進展し、原状回復が困難。
	【デメリットの解決策や批判への反論】 農地の所有は、責任ある農業経営を行いたい事業者にとって、強いニーズあり。また、農地転用・耕作放棄のリスクは、自作農ほかでも同じであり、この点だけの懸念であれば、他の規制等(土地利用規制や転用時の買戻権)により対応すべき。

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

**締め切り：4月13日(火) 17:00 必着**

返信先FAX 03-3595-8530

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 岸本周平 ) ( 衆 ) 参 内線( 5211 )

テーマ	農業委員会の在り方の見直し
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]
提案の内容とメリット	市町村に必置されている農業委員会については、地元農業者及び農業関係者(農協や土地改良区代表等)が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のため農地転用の許可や農地利用関係の調整等において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。 農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行う組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直す。
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	【想定されるデメリットや批判】 特段のデメリットや批判はないものとする。
	【デメリットの解決策や批判への反論】

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

氏名前( 永江 孝子 ) ( 衆・参 ) 内線( 5612 )

テーマ	農業への新規参入を促すために。
提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)	<p>① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</p> <p>4. その他 [ ]</p>
提案の内容とメリット	<p>&lt; 農地法の規制緩和 &gt;</p> <p>農業を志す若い人は 贈与されるが、どうせなら、農地を買って、しっかり経営したいのに、遊休農地であろうとも 農家は 貸しはくも売りたいからない。</p> <p>現在の農地の売買の規制をはずし、もっと農地という資本が一般の人にも手に入りやすい仕組みができれば、これによって新規農業従事者も増え、後継者不足も解消、自給力アップに役立つ。</p>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	<p>【想定されるデメリットや批判】</p> <p>新規参入 若年層が 農地購入の資金をもち、いるとは、考えにくく 緩和にも効果は乏しい。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p> <p>入りやすくしておくことは大切である。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

お名前(玉木雄一郎) 衆 内線(5213)

テーマ	「循環型農業特区」の創設
提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)	① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革
提案の内容 とメリット	【提案の内容】 以下の措置等を伴う特区を全国に1～2箇所創設。 ① 生産から加工、販売までを一体的・総合的に行う大規模農場(100ha以上)を経営する事業者の参入を認めるため、現行の農業生産法人の要件(資本・事業・役員)を一層緩和。(例えば、現在は、農業者以外の出生上限を最大1/2未満に限定しており、意欲のある企業の参入を阻害。) ② 肥料に加え、エネルギーについても太陽光・小水力・風力等でまかなうため、再生可能エネルギーの導入促進のための各種規制を緩和<注>。 【メリット】 農地の集約・大規模化に伴い、農産物や加工品の輸出増進が図られるとともに、農業分野における大幅なCO2削減に貢献。
想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論	【想定されるデメリットや批判】 ①については、利潤を追求する株式会社の参入により、農地の転用が進む恐れがある。 ②については、合理的な批判はほとんどないものと考えられる。 【デメリットの解決策や批判への反論】 ①について：農地転用・耕作放棄等のリスクは、自作農ほかでも同じ。この点だけの懸念であれば、他の規制等(土地利用規制や転用時の買戻権)により対応すべき。

<注> 再生可能エネルギーの導入促進に向けた各種規制(例)

- ① 小水力発電の導入円滑化(河川水の取水許可の柔軟化等)
- ② 風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し
- ③ 大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化
- ④ 自然公園・温泉地域における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等
- ⑤ 小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和

お名前(玉木雄一郎) 衆 内線(5213)

<p>テーマ</p>	<p>国産木材の利用促進—大規模木造建築物に関する構造規制の緩和</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している(延べ面積3,000㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない、など)。 特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000㎡以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。 ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。 さらに、2階建の病院は準耐火構造による木造建築が認められているものの、乳幼児施設や高齢者施設の建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 耐火設計法や木質ハイブリッド構造を利用した建築が可能であり、規制を緩和することで安全性が損なわれるのではないかと懸念される。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】 安全性を担保するための措置を十分に担保することが前提であれば、例えば、特区における社会実験から緩和を開始していくことも一案。</p>

規制改革重点項目に関する提案書

お名前(玉木雄一郎) 衆 内線(5213)

<p>テーマ</p>	<p>小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革                  ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革                  ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革                  4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。                  CO2 排出量25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。                  特に、太陽光発電については、昨年11月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準(現行:20kW以上)を引き上げる。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】                  発電設備別に十分な安全性の検証が必要ではないか。                  【デメリットの解決策や批判への反論】                  まずは特区における社会実験として、検証しつつ開始していくことも一案と考える。</p>

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 後藤祐一 ) 衆 内線(7532)

<p>テーマ</p>	<p>小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和</p>
<p>提案の視点 (該当するものの番号に○を付けて下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革                  ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革                  ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革                  4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容とメリット</p>	<p>電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。                  CO<sub>2</sub> 排出量25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。                  特に、太陽光発電については、昨年11月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準(現行:20kW以上)を引き上げる。</p>
<p>想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】                  発電設備別に十分な安全性の検証が必要ではないか。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】                  まずは特区における社会実験として、検証しつつ開始していくことも一案と考える。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

地域主権・規制改革研究会

55

規制改革重点項目に関する提案書

お名前(後藤祐一) 衆 内線(7532)

<p>テーマ</p>	<p>大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>太陽光発電を抜本的に進めるため、大規模な太陽光発電設備を工場や商業施設、オフィスビル、マンションなどに設置しやすくするための規制を緩和する。 一般に建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないが、大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となり、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。 このように、各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっているため、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底すべき。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 特段のデメリットや批判はないものとする。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

テーマ	良好な都市・地域環境の形成
提案の視点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>2. 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> </ol>
提案の内容とメリット	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 既存住宅の流通市場の整備、評価制度の構築等により、住宅価値が適切に評価される仕組みを構築する。住宅価格を高めれば高めるほど資金調達能力が高まることは、良好な環境形成のためのみならず、資金の円滑な流通のためにも有効である。しかし、日本においては「上物は15年経てばタダ」と言われるように、時間が経てば経つほど住宅価格が下がっていく。そして、住宅自体も壊すことを前提とするために安普請になりがちであり、いきおい住宅価値も下がるという悪循環となる。この改善のためには、リフォーム等を含めて手をかけて投資した分だけ住宅価値が高まり、適切な評価がなされるような仕組みを構築することが必要。</li> <li>② 区分所有法上の建替え・改修に係る要件を緩和する。現行の区分所有法では、区分所有者及び議決権の各4/5の賛成が必要となる建替え決議が必要であること、現在の敷地以外での建替えが認められていないことという厳格な要件があり、建替工事や改善工事が進まない要因の一つとなっている。これを緩和して老朽化マンション等の建替えを促進し、良好な都市環境形成を図る。</li> </ol>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	<p>【想定されるデメリットや批判】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① に対して 住宅価格の形成は、民間の市場取引で決まるものであり、国としての関与は慎重に考えるべき。</li> <li>② に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決議要件は、平成14年の法改正において民法251条の全員の合意の原則が緩和されたところ。緩和後においても支障が生じていないかなどの検証等を踏まえ慎重な対応が必要である。特に居住用のマンションについては慎重に行うべき。</li> <li>・ 建替えが進まないのは、建替えの費用捻出が困難なため区分所有者の合意が得られないことが原因であり、建替え要件のみの緩和は実益がない。</li> <li>・ 建替え反対者にとっては不利益変更となる。権利保護の観点から問題があるのではないか。</li> </ul> </li> </ol> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① に対して 土地については、民間取引を尊重しつつ情報提供等により適正な地価形成を図る制度（地価公示、土地鑑定士）がある。住宅についても既存住宅の流通市場整備の観点から補完的に関与することは合理的。</li> <li>② に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンションの建替えについては、容積率を緩和しその負担を軽減する方策を併せて導入又は必要に応じて制度検討を行うべき。</li> <li>・ 一律の要件緩和が困難な場合には、建物の主要用途毎に応じて決議要件を定めることで、少なくとも商業用・オフィス用について緩和すべき。</li> <li>・ 現在の手続規定の不利益変更の問題については、不服申立て、苦情申立て等の制度を併せて導入することで対応可能。</li> </ul> </li> </ol>

テーマ	再生可能エネルギー導入促進による地域活性化
提案の視点	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</p> <p>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続など、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</p>
提案の内容とメリット	<p>① 自然公園・温泉地域等において地熱発電の設置許可を柔軟化する。具体的には、少なくとも国立公園・国定公園の普通地域においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべき。そのための許可基準を明確にすべき。</p> <p>温泉地域においては、許可しない要件である「温泉の湧出、温度又は成分に影響を及ぼすとき」の判断基準を明確化し、温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されているという説明を以て、温泉法に基づく許可を与えることとする。</p> <p>地熱発電の有望地の大半が自然公園内にあり、規制改革によってそのような地域におけるクリーンエネルギーの活用が促進される。</p> <p>② 風力発電の導入促進のために、超高層ビルと同様の規制とされている建築基準法の規制を、送電線鉄塔同様、風車についても国際標準化機関の規格に基づく、設計及び国内に第三者認証機関を整備し、審査体制を確立することを前提に、電気事業法に係る審査との一元化を図る。また、風力等再生可能エネルギーの系統の優先的利用（優先的接続、優先的給電）についての合理的原則を確立する。これにより風力発電の導入促進が図られる。</p>
想定されるデメリットや批判に対する解決策や反論	<p>【想定されるデメリットや批判】</p> <p>①に対して 地熱開発は自然公園の環境保全や温泉源に影響を及ぼすのではないかと。</p> <p>②に対して ・風車は倒壊の危険があるため、耐震規制等を厳しく設定しておく必要がある。 ・自然エネルギーに優先接続等を認めることは公平性の観点から問題。</p> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p> <p>①に対して 現行の許可基準が不透明なことがそもそもの問題。これを個別適切に判断し、科学的な許可基準のもとに、影響を減じるための自然環境等への配慮を厳密に行うことにより懸念の点は解消できるものとする。</p> <p>②に対して ・風車は、居住地以外に立地されることが通例であり、超高層建築物の基準によることは過大な規制ではないか。安全性については、国際規格に適合した製品について、その結果を踏まえた審査体制を採ることで足りる。これ以上の規制を課す合理性はない。なお、電気事業者の場合は建築基準法の適用除外となっているところである。 ・無限定に優先接続等を認めるものではなく、自然エネルギーの拡大及び普及という政策目的を踏まえつつ、公平でありながら優遇できる範囲について合理的なルールを定めるもの。</p>

規制改革重点項目に関する提案書

参議院議員 風間直樹

内線 5521

テーマ	規制で建築を殺すな
提案の視点	4. その他(過度な規制により経済行為そのものが停滞している)
提案の内容と メリット	<p>(提案の内容)</p> <p>改正建築基準法の問題個所を以下のように改善</p> <p>1. 構造1級建築士の関与が義務となる基準について</p> <p>「20m以下のRC造」→「30m以下…」</p> <p>「3階以下のS造」→「5階以下…」</p> <p>「スパン20mを超えるS造」→削除</p> <p>2. 既存不適合建造物(事実上すべての不適合建造物)について</p> <p>「不適合のまま増築できない」→削除</p> <p>(提案のメリット)</p> <p>建築業界と商行為の実態から乖離した規制によって建築そのものが停滞している現状を改め、建築経済を回復させる。</p>
想定されるデ メリットや批 判に対する解	<p>(想定されるデメリットや批判)</p> <p>建築基準緩和によって建造物倒壊の危険が高まり被害が生じる恐れはないか。</p>
決策や反論	<p>(デメリットの解決策や批判への反論)</p> <p>建造物の用途(店舗、工場、倉庫など)によって必要な建築強度は異なっており、用途別に経済合理性をも勘案した実際的な規制を導入すべき。</p>

地域主権・規制改革研究会

規制改革重点項目に関する提案書

23

お名前( 岸本周平 ) 衆・参 内線( 5211 )

<p>テーマ</p>	<p>農林業・環境を成長産業にする規制改革</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革                  ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革                  ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革                  4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>国産木材の利用を促し林業の振興を図るため、木造建築物に関する構造規制を改めます。                  準耐火構造とする木造建築が延べ面積3000㎡以下、2階建てを限度としているため、大規模施設における木造建築を阻害している。                  3-0-11の並列に、耐火時間性能に対する基準を設けるときも、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対する 解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対する 解決策や 反論</p>	<p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火)17:00必着

返信先FAX 03-3595-8530

規制改革重点項目に関する提案書

51

お名前( 神山 洋介 ) ( 衆 ) ・ 参 内線( 5320 )

<p>テーマ</p>	<p>区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和</p>
<p>提案の視点 (該当する ものの番号 に○を付け て下さい)</p>	<p>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革 ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革 ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革 4. その他 [ ]</p>
<p>提案の内容 とメリット</p>	<p>主に旧分譲集合住宅における、耐震化や改修工事、更には建て替えが実現できない現状は、区分所有法上の制約が高いハードルとなっている。 区分所有法上、管理組合総会の決議要件は、以下のとおり、区分所有者数と持分面積比による議決権の両方で必要となっている。 ・建替えの場合は4/5以上の賛成 更に棟ごとの賛成2/3以上 ・改善工事等の改修を行なう場合は3/4以上の賛成 上記の4/5、3/4の決議要件は過大なのではないか。また、決議要件が区分所有者数(人数要件)と持分面積比による議決権(面積要件)と2種類あり、両方をクリアする必要はないのではないか。 一律の要件緩和が困難な場合には、建物の主要用途毎に決議要件を定めることとすべきである。たとえば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については、人数要件を削除して面積要件のみとし、併せて規約で別段の定めができる範囲を拡大すべきである。</p>
<p>想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論</p>	<p>【想定されるデメリットや批判】 上記の決議要件は、民法251条の全員の合意の原則の特則を定めたものであり、平成14年の法改正において緩和されたところ。緩和後においても支障が生じていないかなどの検証等慎重な対応が必要である。 【デメリットの解決策や批判への反論】 まずは特区における社会実験として、検証しつつ開始していくことも一案と考える。</p>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日(火) 17:00 必着

返信先FAX 03-3595-8530

規制改革重点項目に関する提案書

お名前( 岡田 康裕 ) ( 衆 ) ・ 参 内線( 5216 )

テーマ	アジア各国に対する観光ビザの免除（地域限定版もあり）
提案の視点 （該当する ものの番号 に○を付け て下さい）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度に関する改革</li> <li>3. 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度に関する改革</li> <li>④ その他 [ 国内経済成長の機会損失 ]</li> </ol>
提案の内容 とメリット	<p>【提案の内容】</p> <p>観光ビザの免除は、欧州35か国、中南米11か国に対して認められているが、アジアで認められているのは、3か国3地域のみ（シンガポール、韓国、ブルネイ、台湾、香港、マカオ）。政府の観光立国推進プロジェクトにおける外国人誘致目標数達成に向けて、それ以外のアジア諸国に対しても観光ビザを免除する。</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客数の増加に伴う国内経済の活性化、雇用の創出</li> <li>・日本人自身の国際感覚（相互理解）や外国語スキルの向上</li> </ul>
想定される デメリットや 批判に対す る解決策や 反論	<p>【想定されるデメリットや批判】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法滞在者の増加、治安の悪化</li> <li>・在外公館の収入減</li> </ul> <p>【デメリットの解決策や批判への反論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実験として、地域限定で実施する。</li> </ul>

※複数の項目を提案する場合は、1項目ごとに1枚にまとめて下さい。

締め切り：4月13日（火）17：00 必着

返信先FAX 03-3595-8530